

ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの接種について

1 子宮頸がんと発がん性ヒトパピローマウイルス（HPV）

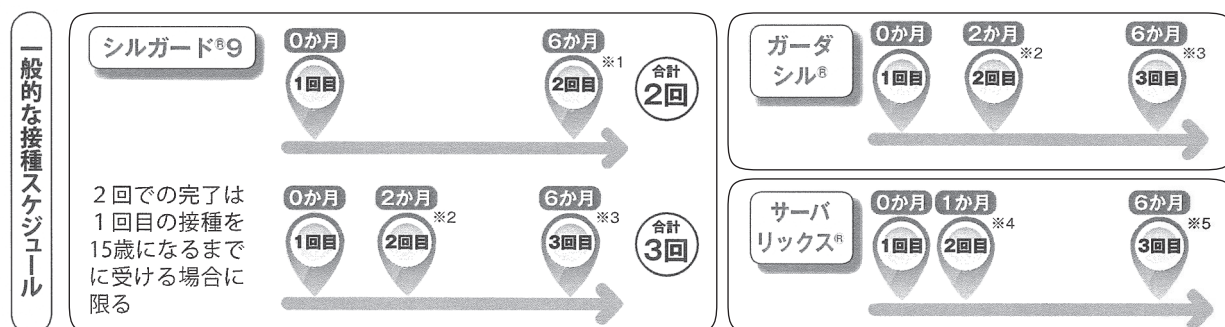
HPV（ヒトパピローマウイルス）は、ヒトの皮膚や粘膜に存在するごくありふれたウイルスです。粘膜に存在するHPVのうち、発がん性の高い型は子宮頸がんなどを、発がん性の低い型は尖圭コンジローマなどを引き起こします。

このウイルスに感染すること自体は決して特別なことではなく、性交経験がある女性であれば、誰でも感染する可能性があります。HPVに感染しても、多くの場合ウイルスは自然に排除されますが、ウイルスが排除されずに長時間感染が続くと、ごく一部のケースで子宮頸がんを発症します。

ワクチンでHPV感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって早期発見し早期治療することで、子宮頸がんを予防しましょう。

2 ワクチンの種類について

公費助成の対象となるワクチンは、以下の3種類です。一定の間隔をあけて、同じワクチンを合計2回または3回接種します。接種するワクチンや年齢によって、接種のタイミングや回数が異なります。



- ※1 : 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。（5か月以上あいている場合も、3回目の接種を選択した場合、公費の助成対象となります）
- ※2・3 : 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上（※2）、3回目は2回目から3か月以上（※3）あけます。
- ※4・5 : 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上（※4）、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上（※5）あけます。

主な副反応

注射した部分が痛んだり腫れたりすることがあります。このような痛みや腫れは、体内でウイルス感染に対して防御する仕組みが働くために起こりますが、通常は数日程度で治まります。気になる症状があれば、接種した医療機関にご相談ください。

接種後に揉むと副反応が起こりやすくなるので揉まないようにしてください。

3 接種を受ける前の注意事項

【予防接種を受けることができない方（予防接種不相当者）】

- (1) 明らかに発熱（通常 37.5℃ 以上をいいます）がある方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 今回の予防接種の接種液の成分によって過敏症を起こしたことがある方
- (4) その他、医師が不適當な状態と判断した場合

【接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない方】

- (1) 血小板が少ない方や出血しやすい方
- (2) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの治療を受けている方
- (3) 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた方
- (4) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (6) 今回の予防接種の接種液の成分に対してアレルギーがあるとされたことのある方
- (7) 妊婦あるいは妊娠している可能性のある方（3回の接種期間中を含む）
- (8) 現在、授乳中の方
- (9) 外傷等をきっかけとして原因不明の疼痛が続いたことがある方
- (10) ワクチン接種後に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことがある方

※(9)、(10)については、広範な疼痛又は運動障害が起こる可能性が高いと考えられると指摘されています。

4 予防接種後の一般的な注意事項

- (1) 予防接種を受けたあと **30分間** は、重いアレルギー症状や血管迷走神経反射が起こることがあるので、保護者又は医療従事者が接種者の腕を持つなどして、**医療機関で安静**にしておきましょう。
- (2) 接種後、BCG、麻しん（はしか）、風しん、水痘、ロタウイルスなどの**生ワクチン**では**4週間**、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合や、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症、B型肝炎、季節性インフルエンザワクチンなどの**不活化ワクチン**では**1週間**は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は**清潔に保ちましょう**。入浴は差し支えありませんが、わざと接種部位をこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日は、**はげしい運動はさけましょう**。
- (5) 接種後、接種部位に強い痛みがある場合や痛みが長く続いている場合など、異常な反応や体調変化があった場合は、速やかに**医師の診察**をうけましょう。

5 予防接種による健康被害救済制度について

1 予防接種法に基づく予防接種による健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種（BCG、ポリオ、麻しん（はしか）、風しん、ジフテリア、百日せき、破傷風、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス）により引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような**障害を残すなどの健康被害**が生じたとき、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合には、**法に基づく補償を受けることができます**。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

なお、**予防接種法に定められた期間や間隔、回数を外れて接種**した方は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。

※給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師又は各区役所保健福祉課健康相談コーナーへご相談ください。

2 予防接種法に基づかない接種（任意接種）による健康被害救済制度

任意接種によって、重篤な副反応が発生し一定の被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の医薬品副作用被害救済制度による補償を受けることとなりますが、法令による接種と比べて、救済の対象や金額等が異なります。

※任意接種による健康被害救済の問い合わせ先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

電話番号：0120-149-931（フリーダイヤル）

受付時間：【月～金】9時～17時（祝日・年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www./pmda.go.jp>

以上の注意をよく読んで、わからないことがあればかかりつけ医師又は各区役所保健福祉課健康相談コーナーへ相談しましょう。

【問い合わせ先】

門 司区役所健康相談コーナー	331-1888	八幡東区役所健康相談コーナー	671-6881
小倉北区役所健康相談コーナー	582-3440	八幡西区役所健康相談コーナー	642-1444
小倉南区役所健康相談コーナー	951-4125	戸 畑区役所健康相談コーナー	871-2331
若 松区役所健康相談コーナー	761-5327		

ワクチンを接種した後も、全ての発がん性HPVによる病変が防げるわけではないので、早期発見するために子宮頸がん検診の受診が必要です。北九州市では、20歳以上の女性の方は、子宮頸がん検診を毎年受診することができます。10代でワクチンを接種しても20歳を過ぎたら定期的な子宮頸がん検診を受けましょう。なお、10代の方は公的な検診制度はありません。気になることがありましたら、医療機関にご相談ください。**ワクチンを接種した後も、20歳を過ぎたら定期的に子宮頸がん検診を受診して下さい。**